（市場メカニズム室）

第四条　環境経済課に、市場メカニズム室を置く。

2　市場メカニズム室は、環境の保全の観点からの温室効果ガス（大気を構成する気体であって、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。以下同じ。）の排出の抑制に関する基準等の策定及び規制等に関する事務（環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法第二十二条に定めるところにより行う事務に限る。）をつかさどる。

3　市場メカニズム室に、室長を置く。

（削る）

第二節　地球環境局

（特別国際交渉官）

第七条　地球環境局に、特別国際交渉官一人を置く。

2　特別国際交渉官は、命を受けて、地球温暖化（地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。以下この項、次条第二項第一号及び第二号並びに第十条第二項において同じ。）の防止について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び協議等を行うことにより、地球温暖化の防止に関する政策の企画及び立案の支援を行う。

（地域循環共生圏推進室及び計画官）

第四条　環境計画課に、地域循環共生圏推進室及び計画官一人を置く。

2　地域循環共生圏推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　環境の保全の観点からの温室効果ガス（大気を構成する気体であって、地表からの赤外線を吸収し、及びこれを放射する性質を有するものをいう。以下同じ。）の排出の抑制に関する基準等の策定及び規制その他これに類するもの（以下「規制等」という。）に関すること（地方公共団体実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画をいう。）その他の地方公共団体が行う温室効果ガスの排出の抑制に関する施策に関するものに限る。）

二　大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）の施行に関すること。

三　環境省の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の総括に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、環境計画課の所掌事務に係る地域における環境の保全のための取組の推進に関する事務に関すること。

3　地域循環共生圏推進室に、室長を置く。

4　計画官は、環境基本計画（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する計画をいう。）に関する事務（地域循環共生圏推進室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（環境リスク評価室）

第七条　環境保健部環境安全課に、環境リスク評価室を置く。

2　環境リスク評価室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。第十二条第二項第三号及び第十四条第四項第一号において同じ。）の耐容一日摂取量（同法第六条第一項に規定する耐容一日摂取量をいう。）に関すること。

二　環境保健部の所掌事務に係る発生機構が未解明な化学物質汚染（人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染であってその発生機構が一般的に明らかとなっていないものをいう。第十三条第二項第四号において同じ。）に関する調査、研究及び評価に関する事務（化学物質の審査及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に係るものを除く。）のうち環境リスク（環境の保全上の支障を生じさせるおそれをいう。）の評価に関すること。

3　環境リスク評価室に、室長を置く。

第二節　地球環境局

（新設）